

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和七年十一月十一日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年八月十二日奈良県指令郡土第四二一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十月三十日郡土第七一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市富堂町一五二番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市額田部北町七八三

山中君枝